

開発のための投資円滑化協定に関する閣僚共同声明  
(2024年2月25日)

(仮訳)

以下の2024年2月25日付けの宣言は、アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、バルバドス、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ブラジル、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中国、コンゴ共和国、コスタリカ、コンゴ民主共和国、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、EU、ガボン、ガンビア、ジョージア、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、クウェート、キルギス、ラオス、リベリア、マカオ、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サウジアラビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、スリナム、スイス、タジキスタン、タイ、トーゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの代表団の要請により回付されている。

以下の世界貿易機関（WTO）加盟国を代表する閣僚である我々は、

アフガニスタン	コスタリカ	キルギス
アルバニア	コンゴ民主共和国	ラオス
アンゴラ	ジブチ	リベリア
アンティグア・バーブータ	ドミニカ	マカオ
アルゼンチン	ドミニカ共和国	マラウイ
アルメニア	エクアドル	マレーシア
オーストラリア	エルサルバドル	モルディブ
バーレーン	EU	マリ
バルバドス	ガボン	モーリタニア
ベリーズ	ガンビア	モーリシャス
ベナン	ジョージア	メキシコ
ボリビア	グレナダ	モルドバ
ブラジル	グアテマラ	モンゴル
ブルンジ	ギニア	モンテネグロ
カーボベルデ	ギニアビサウ	モロッコ
カンボジア	ホンジュラス	モザンビーク
カメルーン	香港	ミャンマー
カナダ	アイスランド	ニュージーランド
中央アフリカ	インドネシア	ニカラグア
チャド	日本	ニジェール
チリ	カザフスタン	ナイジェリア
中国	韓国	北マケドニア
コンゴ共和国	クウェート	ノルウェー

オマーン  
パナマ  
パプアニューギニア  
パラグアイ  
ペルー  
フィリピン  
カタール  
ロシア  
サウジアラビア  
セーシェル

シエラレオネ  
シンガポール  
ソロモン諸島  
スリナム  
スイス  
タジキスタン  
タイ  
トーゴ  
ウガンダ  
アラブ首長国連邦

英国  
ウルグアイ  
バヌアツ  
ベネズエラ  
イエメン  
ザンビア  
ジンバブエ

投資と貿易との間の補完的な関係及び世界経済の発展促進におけるそれらの主要な役割を認識し、

持続可能な開発、経済成長、貧困削減、雇用創出、技術移転、生産能力と貿易の拡大と多様化の促進並びに持続可能な開発のための2030アジェンダ及びその持続可能な開発目標の推進のための外国直接投資の重要性を認識し、

2017年12月13日の第11回WTO閣僚会議における閣僚共同声明(WTO文書WT/MIN(17)/59)で発表され、2019年11月22日(WT/L/1072/Rev.1)及び2021年12月10日(WT/L/1130)に再確認された、WTOにおいて開発のための投資円滑化に関する協定を策定するとのコミットメントを想起し、及びこれを基礎とし、

開発のための投資円滑化に関するオープン・エンドの複数国間協定(以下「IFD協定」という。)は、全てのWTO加盟国が参加可能であるという十分な透明性の下で交渉され、全てのWTO加盟国に恩恵をもたらすものであることを強く確信し、

世界の投資フローへの開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の参加を一層促進することがIFD協定の中核的な目的であることを再確認して、

ここに以下の宣言を発出する。

1. 我々は、ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議以降、開発のための投資円滑化に関する交渉が大きく進展し、WTO加盟国間でハイレベルの関与及び支持が得られたことを歓迎する。
2. 我々は、本宣言に添付されるIFD協定の協定文は確定されたものとみなし、公表する。
3. 我々は、IFD協定を可能な限り早期にWTO協定に組み込むという共通の目的を確認し、WTO協定第10条9の規定に従って、IFD協定をWTO協定附属書4に追加することを要請する。IFD協定の適時の発効を確保するため、IFD協定をWTO協定附属書4に追加するための多数国間の決定により、IFD協定の受諾のための国内手続を進めることが可能となる。

4. 我々は、投資円滑化についてのニーズの評価プロセス及び I F D 協定の実施において、技術支援及び能力構築支援を含む特別のかつ異なる待遇を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の特定されたニーズに対処することにより、これらの加盟国を支援する重要性を再確認する。
5. 我々は、全ての W T O 加盟国が I F D 協定を支持し、参加を検討することを歓迎し、及び奨励する。この文脈で、我々は、W T O 加盟国全体に対する我々の働きかけの取組を一層強化していく。

別添：開発のための投資円滑化協定<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 2024年2月13日の文書 INF/IFD/W/55 に含まれている協定文